



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 遠 藤 照 明
代表者名 代表取締役社長 遠 藤 邦 彦
コード番号 6 9 3 2 東証 第 1 部
問合せ先 取締役
経営品質本部長 佐 川 武 志
TEL 0 6 - 6 2 6 7 - 7 0 9 5

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法において、責任限定契約を締結できる会社役員
の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約が締結できる業務執行を行わない取
締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるよ
う、現行定款第 29 条（取締役の責任免除）及び第 37 条（監査役の責任免除）の一部を
変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第29条 (現行のとおり)
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。	2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 <u>取締役（業務執行取締役であるものを除く）</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除) 第37条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第37条 (現行のとおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日

以 上